



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 29 日 (月曜日) 第 650 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (デジタル推進課) 1		○指定納付受託者の指定…………… (国際・経済交流課) 7
○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 7
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 4		訓 令
○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 6		○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 7
告 示		公 告
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 7		○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… (“) 9
		企業局企業管理規程
		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 9
		○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 11
		病院局公告
		○落札者等の公告 (2件) …………… 12
		選挙管理委員会告示
		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 12
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 12
		○不在者投票のできる施設の指定取消し…………… 12

規 則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (令和 7 年宮崎県条例第 6 号) の施行期日は、令和 7 年 10 月 12 日とする。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第55号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (平成 28 年宮崎県規則第 57 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第 1 の規則で定める事務)	(条例別表第 1 の規則で定める事務)
第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領 (平成 22 年 12 月 20 日定め	第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領 (平成 22 年 12 月 20 日定め

）第3条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱（平成26年7月24日定め）第5条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の決定又は実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う費用の徴収に関する事務

(6) 生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年3月3日定め）第4条ただし書の規定による給付に係る事実についての審査に関する事務

(2) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第8条第1項の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第13条第2項の規定による申請事項の変更に係る事実についての審査に関する事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励事業実施要綱（平成28年3月24日定め）第4条の規定により提出する書類に係る事実についての審査に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）給付要綱（平成27年6月4日定め）第6条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱（平成26年11月11日定め）第2条第1項に規定する学び直し支援金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱第6条第1項の規定による収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第2の1の項の規則で定める情報は次の各号に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の

）第2条第1号の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励事業実施要綱（平成28年3月24日定め）第4条の規定により提出する書類に係る事実についての審査に関する事務とする。

(1) 第2条第2項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び

被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第19条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

- (2) 要保護者等に係る児童福祉法第20条第 1 項の療育の給付の支給に関する情報
- (3) 要保護者等に係る児童福祉法第24条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- (4) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第13条第 1 項、第31条の 6 第 1 項若しくは第32条第 1 項又は附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報
- (6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第 1 号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第 134号）第17条の障害児福祉手当の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の 2 の特別障害者手当の支給に関する情報
- (9) 要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報

2 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は前条第 4 項各号に掲げる事務とし、条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第 4 条本文の治療費助成の対象者及び同条ただし書に規定する者（以下「受給者等」という。）に係る児童福祉法第19条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- (2) 受給者等に係る生活保護法第19条第 1 項の規定による保護の実施、同法第24条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第25条第 1 項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (3) 受給者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項の支援給付又は同法第15条第 1 項の配偶者支援金の支給に関する情報

3 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第 2 条第 5 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 9 号に掲げる事務 次に掲げる情報
- ア 県営住宅条例第 3 条第 5 号の地域特別賃貸住宅及び同条第 6 号の準特定優良賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この項において「県営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 県営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第 9 号に掲げる事務 次に掲げる情報

- ア 県営住宅条例第 3 条第 5 号の地域特別賃貸住宅及び同条第 6 号の準特定優良賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この項において「県営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 県営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 県営住宅入居者等に係る生活保護法（昭和25年法律第 144号）第19条第 1 項の規定による保護の実施、同法第24条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第25条第 1 項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (2) 第 2 条第 2 項第 2 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事務 前号ア及びイに掲げる情報

ウ 県営住宅入居者等に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2) 第2条第5項第2号、第6号及び第8号に掲げる事務 前号ア及びイに掲げる情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第3の1の項の規則で定める情報は次の各号に掲げる情報とする。

(1) 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報

(2) [略]

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第3の2の項の規則で定める情報は前項各号に掲げる情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、生活保護法第19条第1項の規定による保護の決定又は実施に関する事務、同法第24条第1項の規定による保護の開始又は同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務、同法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務、同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による費用の徴収に関する事務及び同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収に関する事務とし、条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報

(2) [略]

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の決定又は実施に関する事務、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務、生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務、生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務、生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う費用の徴収に関する事務及び生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務とし、条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、前項各号に掲げる情報とする。

附 則

この規則は、令和7年10月12日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関	委 任 事 務	出先機関	委 任 事 務
の長		の長	
<u>[略]</u>		<u>[略]</u>	

西臼杵支 庁長	1～35の2 [略] 36 土地改良法（昭和24年法律第 195号）による次の事務 (1) 第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第84条において準用する第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (7) 第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (8)～(23) [略] 36の2～67 [略]	西臼杵支 庁長	1～35の2 [略] 36 土地改良法（昭和24年法律第 195号）による次の事務 (1) 第18条第18項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 第68条第4項において準用する第18条第18項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第84条において準用する第18条第18項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (7) 第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第18項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (8)～(23) [略] 36の2～67 [略]
[略]		[略]	
保健所長	1～8の2 [略] 9 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第 124号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第11条の規定による持出の許可の申請の受理に関すること。 (6)～(11) [略] 10～70 [略]	保健所長	1～8の2 [略] 9 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第 124号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5)～(10) [略] 10～70 [略]
[略]		[略]	
産業技術 専門校長	1 [略] 2 訓練生災害見舞金支給要綱（昭和42年1月1日定め）に基づく災害見舞金の額の決定及び支給に関すること。	産業技術 専門校長	1 [略] 2 訓練生災害見舞金支給要綱（平成15年4月1日定め）に基づく災害見舞金の額の決定及び支給に関すること。
農林振興 局長	1～2の30 [略] 3 土地改良法による次の事務 (1) 第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第84条において準用する第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (7) 第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (8)～(23) [略]	農林振興 局長	1～2の30 [略] 3 土地改良法による次の事務 (1) 第18条第18項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 第68条第4項において準用する第18条第18項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第84条において準用する第18条第18項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (7) 第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第18項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (8)～(23) [略]

<p>3の2～24 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、<u>土地利用型農業産地再編・強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業、施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業、高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業、水田農業物価高騰緊急対策事業、茶園更新推進事業、施設園芸物価高騰緊急対策事業、露地園芸物価高騰緊急対策事業、未来に繋げる水田農業経営体育成事業、みやざき茶有機転換推進事業及びみやざき果樹花き産地生産力強化事業に係る補助金</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>9 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱（平成23年4月1日定め）に基づく補助金のうち、<u>就労条件整備事業に係る補助金</u></p> <p>10～31 [略]</p>	<p>3の2～24 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金（<u>みやざき水田農業確立推進体制整備事業、県産米利用拡大支援事業、持続可能な産地を支える優良種苗等安定供給支援事業及びみやざき宮農振興対策強化事業に係る補助金を除く。</u>）</p> <p>5～8 [略]</p> <p>9～30 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第57号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
第1 建築物			第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施設	(1)～(8) [略] (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター及び同条第28項に規定する福祉	[略]	1 福祉 保健施設	(1)～(8) [略] (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、 <u>同条第28</u> 項に規定する地域活動支援センター及び <u>同条第29</u> 項に規定する福祉	[略]

ホーム
(10)・(11) [略]

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 624号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎病院	児湯郡川南町大字川南 19403番地 4

2 救急病院の認定の有効期間

令和7年10月16日から令和10年10月15日まで

宮崎県告示第 625号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	事務所の所在地
株式会社トラスト バンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
宮銀カード株式会社	宮崎県宮崎市橋通東一丁目7番4号第一宮 銀ビル7階
トヨタファイナンス 株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エド グラン13F
PayPay株式 会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社DGフィ ナンシャルテクノ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

ホーム
(10)・(11) [略]

[略]

[略]

ロジ

楽天グループ株式 会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天ク リムゾンハウス
株式会社アイモバ イル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動 産渋谷ビル8階
アマゾンジャパン 合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
株式会社ピアトゥ ー	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の 内トラストタワー本館20階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
ふるさと宮崎応援寄附金

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 626号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年9月29日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字中 島戊 403番 7地先から 同市同町板 下同字戊 4 10番1地先 まで	旧	3.5～ 8.4	156.2
				新	5.6～ 8.8	

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後									
別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項								別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項									
事務	事項	専決区分						摘要	事務	事項	専決区分						摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー				副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								[略]									
12	(1)～(6) [略]							12	(1)～(6) [略]								
建設 工事 に 関 す る 事 務								建設 工事 に 関 す る 事 務	(7) (6)の入札参 加資格の認定のう ち、個別の建設工 事等の受注を目的 として結成される 共同企業体に関す ること。				○				
	(7)～(11) [略]								(8)～(12) [略]								
[略]								[略]									
別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項								別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項									
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項				課長 補佐 特定 専決 事項	課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項				課長 補佐 特定 専決 事項
[略]								[略]									
漁業 管理 課				1～5 [略]					漁業 管理 課				1～5 [略]				
				6 うなぎ稚魚の取扱いに関する 条例（平成7年宮崎県条例第9 号）による次の事務 (1) 第5条第1項の規定によ る登録に関すること。 (2) 第9条第2項の規定によ る承認に関すること。 (3) 第10条第2項、第11条第 2項及び第12条第3項の規定 による変更の登録に関するこ と。 (4) 第20条第1項及び第2項 の規定による登録の抹消に関 すること。													
				7 うなぎ稚魚の取扱いに関する 条例施行規則（平成7年宮崎県 規則第48号）第2条第5項の規													

<p style="text-align: center;">定による承認に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>別表第 5 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>保健所 1～4 [略]</p> <p>5～8 [略] [略]</p> <p>農業大学校</p> <p>1 大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第 8 号) による次の事務</p> <p>(1) 第 8 条第 1 項の規定による授業料等減免対象者の認定に関すること。</p> <p>(2) 第 9 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>(3) 第 12 条第 1 項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(4) 第 12 条第 2 項の規定による届出に関すること。</p> <p>2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則 (令和元年文部科学省令第 6 号) による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 11 条第 4 項の規定による書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(4) 第 11 条第 5 項から第 7 項までの規定による通知に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>3 [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>別表第 5 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>保健所 1～4 [略]</p> <p>5 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和 23 年法律第 124 号) 第 11 条ただし書の規定による許可に関すること。</p> <p>6～9 [略] [略]</p> <p>農業大学校</p> <p>1 大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第 8 号) による次の事務</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項の規定による授業料等減免対象者の認定に関すること。</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項の規定による変更認定に関すること。</p> <p>(3) 第 7 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>(4) 第 10 条第 1 項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(5) 第 10 条第 2 項の規定による届出に関すること。</p> <p>2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則 (令和元年文部科学省令第 6 号) による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 11 条第 4 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の規定による書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(4) 第 11 条第 6 項から第 8 項まで (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の規定による通知に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>3 [略] [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 (その 1) 漁業管理課の項の改正規定は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 17 年宮

崎県条例第 5 号) 第 6 条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 7 年 9 月 29 日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 7 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程 (昭和 36 年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間)	(勤務時間)
第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき 38 時間 45 分とする。	第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき 38 時間 45 分とする。

2・3 [略]

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

5～7 [略]

（部分休業）

第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をすることができない。

（1）非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

（2） [略]

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

（1） [略]

（2） 77時間30分

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する部分休業の承認は、1日につき2時間（第12条の規定に基づく育児のための休暇又は第12条の3の規定に基づく介護部分休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児のための休暇の時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

4 [略]

5 第2項の規定による申出をした職員は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

（1）・（2） [略]

2・3 [略]

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員並びに職員が第12条の2及び第13条の3から第13条の5までの規定による承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合に任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

5～7 [略]

（部分休業）

第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をすることができない。

（1）勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）

（2） [略]

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

（1） [略]

（2）次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

4 第12条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は第12条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

6 [略]

7 第2項の規定による申出をした職員は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

（1）・（2） [略]

(3) その他の第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合

6～8 [略]

(3) その他の第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合

8～10 [略]

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの企業管理規程による改正後の企業局企業職員就業規程第13条の3第2項第2号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年9月29日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第8号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年10月6日宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 事業用電気工作物の巡視、点検及び検査（第11条～第13条）</p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第4章 事業用電気工作物の巡視、点検及び検査</p> <p>第11条～第13条 [略]</p> <p>別表第4（第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">細 則 一 覧 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 程 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般的事項に関するもの</td> <td>保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領</td> </tr> <tr> <td>2 運転、操作及び保守に関するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 発電設備関係</td> <td>水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム等管理規程 浜砂ダム</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 程 等	1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領	2 運転、操作及び保守に関するもの		(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領		ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム		ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム		ダム等管理規程 浜砂ダム	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 事業用電気工作物の巡視、点検、<u>検査及びサイバーセキュリティの確保</u>（第11条～<u>第13条の2</u>）</p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第4章 事業用電気工作物の巡視、点検、<u>検査及びサイバーセキュリティの確保</u></p> <p>第11条～第13条 [略]</p> <p><u>（サイバーセキュリティの確保）</u></p> <p><u>第13条の2 電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」及び「電力制御システムセキュリティガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。</u></p> <p>別表第4（第10条、第12条、<u>第13条の2</u>、第14条、第15条、第17条、第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">細 則 一 覧 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 程 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般的事項に関するもの</td> <td>保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領</td> </tr> <tr> <td>2 運転、操作及び保守に関するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 発電設備関係</td> <td>水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダム等管理規程 浜砂ダム 猿瀬取水堰</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 程 等	1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領	2 運転、操作及び保守に関するもの		(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領		ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム		ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム		ダム等管理規程 浜砂ダム 猿瀬取水堰
項 目	規 程 等																												
1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領																												
2 運転、操作及び保守に関するもの																													
(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領																												
	ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム																												
	ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム																												
	ダム等管理規程 浜砂ダム																												
項 目	規 程 等																												
1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領																												
2 運転、操作及び保守に関するもの																													
(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領																												
	ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム																												
	ダム操作規程 寒川ダム 吉賀根橋ダム																												
	ダム等管理規程 浜砂ダム 猿瀬取水堰																												

(2) 需要設備関係 3 非常対策に関するもの	猿瀬取水堰 自家用電気工作物(需要設備)巡視点検細則 宮崎県地域防災計画 宮崎県企業局災害対策運営要領	(2) 需要設備関係 3 非常対策に関するもの 4 サイバーセキュリティに関するもの	自家用電気工作物(需要設備)巡視点検細則 宮崎県地域防災計画 宮崎県企業局災害対策運営要領 宮崎県企業局 総合監視制御システム等 サイバーセキュリティ対策マニュアル
--------------------------------	--	--	--

附 則

この企業管理規程は、令和7年10月1日から施行する。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年9月29日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

- 落札に係る物品等の名称及び数量
県立延岡病院で使用する電気 8,285,000 kWh
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 落札者を決定した日
令和7年8月20日
- 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 落札金額
148,130,502円(消費税込み)
- 一般競争入札の公告を行った日
令和7年7月10日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年9月29日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
県立日南病院で使用する電気 5,153,000 kWh
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
- 落札者を決定した日
令和7年8月20日
- 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 落札金額
93,461,166円(消費税込み)
- 一般競争入札の公告を行った日
令和7年7月10日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年9月13日現在次のとおりである。

令和7年9月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,387人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 208,666人

宮崎県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年9月13日現在次のとおりである。

令和7年9月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

えびの市選挙区 4,815人

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

令和7年9月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人社団高信会 介護老人保健施設信 愛ホーム	宮崎市高岡町内山24 24	令和7年9月18日